

## 八雲町宿泊施設宿泊料助成に関する要綱

〔平成24年3月14日〕  
〔23小生第778号〕

(通則)

第1条 小牧市の友好都市である八雲町に所在する宿泊施設を利用する者に対する宿泊に要する費用の助成については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、別表に掲げる八雲町内の宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)に宿泊する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 市内に在勤する者

(3) 市内に在学する者

(助成金額及び条件)

第3条 助成金額は、宿泊に係る費用及び宿泊施設が提供する食事代(以下「宿泊料」という。)の実費に相当する額とし、その上限は、1人1泊につき5,000円とする。

2 宿泊施設に連続して宿泊する場合(以下「連泊」という。)の宿泊料の助成は、1人につき3連泊を限度とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における宿泊料の助成は、1人につき10泊を限度とする。

(助成券の交付申請)

第4条 宿泊料の助成を受けようとする者は、宿泊施設に直接利用の申込みを行った後、八雲町宿泊施設宿泊料助成券交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を当該宿泊施設の利用に係る旅行の出発日の前日から起算して10日前まで(市役所の閉庁日は、日数に含まない。)に市長に提出しなければならない。

(助成券の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに助成対象の資格の

有無を確認し、適当と認めるときは、当該申請があった日から起算して5日以内（市役所の閉庁日は、日数に含まない。）に宿泊施設を利用する者（以下「利用者」という。）に八雲町宿泊施設宿泊料助成券（様式第2。以下「助成券」という。）を交付しなければならない。

2 規則第7条の通知は、前項の助成券の交付をもってこれに代えるものとする。

（助成券の再交付）

第6条 利用者又は宿泊施設は、助成券を著しく破損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合は、市長に助成券の再発行を求めることができる。

2 市長は、前項の求めがあった場合は、必要な事項を調査の上、助成券を再発行することができる。

（宿泊施設の利用取消し）

第7条 利用者は、助成券の交付を受けた後において、宿泊施設の利用申込みの取消しをした場合は、速やかに市長に助成券を返還しなければならない。

2 宿泊施設の利用取消しにより、取消料、手数料等が発生する場合は、利用者は宿泊施設に当該取消料、手数料等を支払わなければならない。

（助成）

第8条 利用者は、宿泊の際に宿泊施設に助成券を提出するものとする。

2 宿泊施設は、宿泊料が5,000円を超える場合は、当該宿泊料から5,000円を控除した額を利用者に請求するものとする。

（助成の報告及び額の確定）

第9条 宿泊施設は、前条の規定により宿泊料及び助成金額を記入した助成券を市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告は、前項の助成券の提出をもってこれに代えるものとする。

3 規則第13条の助成の額の確定の通知は、前条に規定する宿泊施設の利用者への請求をもってこれに代える。

（助成券の譲渡等の禁止）

第10条 助成券は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第 1 1 条 市長は、不正な手段により宿泊料の助成を受けた者に対し、助成した額を返還させることができるものとする。

(雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(八雲町営小牧荘の利用助成に関する要綱の廃止)

2 八雲町営小牧荘の利用助成に関する要綱(平成 2 年 1 1 月 1 日施行)は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第 5 条第 1 項の規定による助成券の交付を受けた者に係る助成等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の八雲町宿泊施設宿泊料助成に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の八雲町宿泊施設宿泊料助成に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用すること

ができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月15日から施行する。